

戸田市がん患者医療用補正具購入費補助金に関するQ & A

1 対象となる医療用補正具について		
(1)	医療用補正具とは何か	医療用ウィッグ及び乳房補正具のことです。
(2)	医療用ウィッグとはどのようなものが対象となるか	がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ(かつら)で全頭用であるもの(毛付き帽子及び装着時に皮膚を保護するネットを含む。)が対象です。
(3)	乳房補正具とは何か	補正下着及び人工乳房のことです。
(4)	補正下着とはどのようなものが対象となるか	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着及び下着とともに使用するパッド(シリコン製を含む。)が対象です。
(5)	人工乳房とはどのようなものが対象となるか	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための人工乳房で直接肌に貼り付けて使用するもの(乳房再建手術によって体内に埋め込まれたものを除く。)が対象です。
2 補助対象者等について		
(1)	がんの治療をこれから受ける予定だが、申請をすることができるか	【ウィッグ】 脱毛症状が想定される抗がん剤治療を受ける予定であることが分かる書類(薬物療法に関する同意書)の写しを提出いただくことで、治療開始前でも申請可能です。 【乳房補正具】 治療後の状態に応じて調整して購入するものとなりますので、治療後に申請してください。
(2)	年齢制限はあるのか	年齢制限はありません。 18歳未満の方も対象となりますが、申請者は保護者となります。
(3)	がんの治療を受けた又は受けていることはどのように確認するのか	がん治療(乳房の切除、薬物療法、放射線治療等)を行っていることを証明する書類の提出をお願いします。 ※がん治療に関する説明書、診断書、同意書、治療計画書など。上記書類に、補助対象者の氏名が記入されていることが必要です。
(4)	過去にがん治療を受けており、現在の脱毛はがん治療に起因するが、既に、がん治療は終了している。補正具を購入する場合、補助対象となるか	対象となります。過去にがん治療を行っていたことを確認できる説明書、診断書、同意書、治療計画書を提出してください。ただし、補助対象となるのは購入から1年以内の補正具です。
(5)	以前この制度を利用し補助金の交付を受けたが、再度補正具を購入する場合、補助対象となるか	お1人につき、医療用ウィッグと乳房補正具それぞれ1回限りです。 乳房補正具は補正下着又は人工乳房のいずれかとします。
(6)	過去に購入した補正具も補助対象となるのか	購入から1年以内であれば補助できます。そのため購入後1年以内に申請する必要があります。

(7)	補助対象者は女性限定か	性別は限定しません。					
3 補助対象経費について							
(1)	補助額はいくらか	<p>購入費用の 1/2 の額とし、上限額は次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <td>医療用ウィッグ</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳房補正具</td> <td>補正下着 2 万円</td> </tr> <tr> <td>人工乳房 10 万円</td> </tr> </table>	医療用ウィッグ	2 万円	乳房補正具	補正下着 2 万円	人工乳房 10 万円
医療用ウィッグ	2 万円						
乳房補正具	補正下着 2 万円						
	人工乳房 10 万円						
(2)	購入の際にかかった消費税は対象となるのか	対象となります。本体価格+消費税を対象経費とします。					
(3)	購入の際にかかった送料や交通費は対象となるのか	対象となりません。					
(4)	補正具を自作した場合の材料費は対象となるのか	対象となりません。					
(5)	補助対象となる補正具は、1 人 1 つずつか	購入される個数は複数でも対象となります。ただし、申請は 1 回にまとめて合計額で申請してください。また、いずれの補正具についても購入から 1 年以内のものに限ります。					
4 対象となるウィッグについて							
(1)	付属品(クシやクリーナー等)は対象となるか	対象となりません。					
(2)	部分用ウィッグは補助の対象となるか	対象となりません。補助は全頭用ウィッグのみです。					
(3)	ファッション用ウィッグは補助の対象となるか	対象となります。補助は全頭用ウィッグのみです。					
5 対象となる乳房補正具について							
(1)	左右の乳房を切除したため、乳房パッドを2枚購入した。この場合、2枚とも補助対象となるのか	対象となります。ただし、上限額は 2 万円までです。また、がん治療により、左右の乳房を切除したことがわかる書類を提出してください。					
6 申請について							
(1)	支払を証明する書類は、どのような内容が記載されていれば申請可能か	<p>領収書には、宛名(対象者名または申請者名)、購入日、購入金額、金額の内訳、全頭用であること、領収書発行者の名称の記載があるものとします。</p> <p>金額の内訳の記載がない場合は、レシートや領収内訳書、カタログなど、購入内容が確認できるものを併せてご提出ください。</p>					

(2)	インターネット(クレジットカード決済)で購入したため領収書がない場合はどうしたらよいか	まずは購入店に領収書の発行を依頼してもらうようお願いしてください。 難しい場合は、受注メールや納品書の写しなど、購入者、購入店、購入日、金額、購入明細、購入店舗等が分かるものを提出してください。
(3)	郵送やメールでの手続きは可能か	保健センターの窓口、郵送のみで受け付けております。 ただし、書類に不備があった場合等、保健センターから連絡させていただく場合がありますので、申請書に記載する「申請者」の「電話番号」は日中に連絡がつく番号を記載して下さい。
(4)	申請書類の提出先は	戸田市福祉保健センター内で受け付けております。 〒335-0022 埼玉県戸田市大字上戸田5番地の6 戸田市福祉保健センター健康づくり担当宛 電話:048-446-6453 開館日時:月～金曜日(土曜・日曜・祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分
(5)	がん治療を行っていることを証明する書類、支払を証明する書類は写しを提出することは可能か	補正具を購入した領収書は原本を提出してください。 がん治療を行っていたことを確認できる説明書、診断書、同意書は写しでかまいません。
(6)	対象者本人が申請できない場合、代理で申請できるか	原則として、対象者ご本人様に申請をお願いしておりますが、やむを得ない理由でご本人様が申請できない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。 その際、申請書兼請求書における「申請者」「振込先口座名義」「同意書の申請者氏名(署名)」は、同一の方としてください。 ※同一世帯の方が申請される場合、委任状は必要ありません。対象者が未成年の場合は、保護者を申請者としてください(委任状不要)。
7 補助金の振り込みについて		
(1)	申請後いつ頃に振り込まれるのか	申請書を受理した月の翌月末頃が目安になります。 例)7月2日申請→7月末交付決定通知→8月末頃振り込み
(2)	申請者へ振り込みの連絡はあるのか	決定通知書に振込日が記載されているため、送付させていただきます。 交付決定通知書送付後の翌月末頃までに振り込みがない場合はご連絡ください。